

小見川南地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小見川南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくり活動を通じて、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務所を会長宅に置く。

(活動地域)

第4条 協議会の活動地域は、小見川南地区とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉事業
- (2) 環境保全事業
- (3) 防災・生活安全事業
- (4) 教育・文化・スポーツ事業
- (5) 産業振興・まちづくり事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員及び委員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小見川南地区に居住する住民
- (2) 前号以外の小見川南地区に住所を置く事業所・団体等で運営委員会の承認を得た者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 協議会の委員は、総会で承認された各種活動団体の代表する者並びに公募および推薦等による者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に、委員の中から理事20名以内、監事2名を置き、定期総会において承認を得るものとする。

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とし、理事の互選により選任する。

3 会長は理事の中から会計2名、事務局長1名を任命する。

4 協議会の役員に必要に応じ、顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の事業及び経理を監査し、その結果を運営委員会及び総会に報告する。
- (5) 事務局長は、協議会事務を統括する。
- (6) 理事は、委員を代表する。

(部会)

第9条 第5条で定める事業を遂行するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から任命する。

3 部会には、部会長および副部会長を置く。

4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(役員及び部会員の任期)

第10条 第7条及び前条で定める役員及び部会員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員及び部会員が欠けたときは、第7条及び前条に定める方法により、速やかに後任の役員及び部会員を選出するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会とする。

2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は、会議に所属する者の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決するものとする。ただし、やむを得ない理由により出席できない場合は、その議決を委任状をもってかえることができる。

2 会議の議事は、可否同数のときは会長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は委員及び部会長をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 定期総会は年1回招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

(総会の付議事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 委員及び役員の選任に関すること。
- (3) 事業計画、事業内容、予算、決算に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、役員及び部会長により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 部会間の調整は、運営委員会が行うこととする。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の経費は、賛助金、交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第18条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を整備する。

第5章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成24年5月8日から施行する。

附則 平成26年5月9日

この規約は、平成26年5月9日から施行する。

附則 平成27年5月8日

この規約は、平成27年5月8日から施行する。